

3 特定秘密の指定・解除

指定行政機関からの説明聴取及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

ア 国家安全保障会議（令和2年11月24日審査会）

(ア) 政府参考人からの説明概要

(令和元年中の特定秘密の指定・解除状況)

国家安全保障会議では、令和元年末時点で6件の特定秘密を指定している。6件のうち5件は平成30年末までに指定したものである。

令和元年中に指定した特定秘密1件の概要は「平成31年に開催した国家安全保障会議の会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論のうち、当該会合において特定秘密に該当すると確認されたもの」である。

令和元年末時点で、2件の特定秘密について指定の有効期間を5年延長した。また、令和元年末までに指定した特定秘密のうち、令和元年中に有効期間が満了したものはなかった。

令和元年末までに指定した特定秘密のうち、令和元年中に特定秘密の指定を解除したものはない。

(指定書における記載事項の変更)

2件の特定秘密について、指定の有効期間の延長に伴う変更を行った。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 国家安全保障会議の議事録は特定秘密に該当するのか。

[令和2年11月24日審査会]

[答弁概要]

- ・国家安全保障会議には、9大臣会合、4大臣会合などがあるところ、9大臣会合は、かつての安全保障会議が有していた文民統制の機能を有する会合であり、この会議の結論は、基本的に閣議にかけられ公表される。
- ・4大臣会合については、会議の核心部分である結論部分を特定秘密にしているが、全ての4大臣会合の会議の結論を特定秘密としているわけではない。

問1-2. 議事録自体は存在するのか。その一部分を指定しているということか。

[令和2年11月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・4大臣会合の記録については、ガイドラインに基づき、記載すべき事項を全て記載している。発言者、議題、議事の結論等、内容について記載している。その議事の記録の中で、会議の結論部分のみが特定秘密に指定されている。
- ・特定秘密保護法の趣旨に基づき、特定秘密の指定は謙抑的に行うという観点から、これまで会議の結論部分のみを特定秘密として指定してきている。

問1-3. 結論部分が特定秘密に指定されるとのことだが、国家安全保障局が管理をしているということか。

[令和2年11月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国家安全保障会議は合議制の行政機関である。国家安全保障会議設置法に基づき、会議の事務は内閣官房国家安全保障局が行うことになっているので、同局において国家安全保障会議の議事の記録を管理している。

問2-1. 令和2年3月末から、同年4月初めに緊急事態宣言が出されるまでの間、頻繁に国家安全保障会議が行われた。極めて異例なことだと思うが、この会議は普通の国家安全保障会議の一つなのか。一連の会議の中に、特定秘密に該当するものはあるのか。

[令和2年11月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定の緊急事態対応のため開かれる、緊急事態大臣会合というものがある。ご指摘のとおり、令和2年は新型コロナウイルス対応のため、1月31日、2月6日、2月12日、2月26日、3月5日等々、緊急事態大臣会合を頻繁に開催している。

- ・これまでの緊急事態大臣会合の多くは、持ち回り会合という形で開催されている。その内容は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議や閣議を経て対外的に公表されているものがほとんどである。

問2-2. そのような緊急事態大臣会合の文書は残っているのか。その公表、非公表はどう判断するのか。令和2年3月に限って見た場合、特定秘密に該当するものはあるのか。

[令和2年11月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・持ち回り開催の場合でも、緊急事態大臣会合の資料は全て保存している。
- ・令和2年3月は、5、10、18、23、26日に緊急事態大臣会合が開催されている。
- ・(特定秘密に該当するものはあるのかという問いについては) [不開示情報]。

問3. 国家安全保障局経済班が所管する経済安全保障に関する情報について、特定秘密に該当する余地はあるのか。

[令和2年11月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・AIや量子などの革新的技術が出現し、安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化している。安全保障の裾野は経済、技術分野に急速に拡大し、安全保障と経済を横断する領域でさまざまな課題が顕在化しているところである。こうした情勢を踏まえ、国家安全保障会議として、経済安全保障上の課題について、俯瞰的、戦略的な観点から議論を行っている。
- ・国家安全保障会議が指定している特定秘密には、経済安全保障に係る情報を含むものもある。

問4. 4大臣会合の議論の結論部分が特定秘密に指定され、後日、非
公知性を失ったり、秘匿する必要がなくなったりした場合、秘
密区分変更の可能性はあるのか。その場合の当審査会への報告
は担保されているのか。

[令和2年11月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・内容が公知の事実になるなどして指定要件を満たさなくなったときの対応に関し、指定要件を充足しているかの判断に当たっては、その情報の内容に応じて、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、その時点までのその情報の管理の状態等の要素を勘案して個別具体的に行うべきものと考えている。
- ・施策の決定等により公表された一部の内容があったとしても、それによって直ちに指定の要件を満たさなくなるわけではないと考えている。
- ・一般的に、特定秘密と確認された国家安全保障会議の議論の結論については、指定の要件を満たさなくなった場合、特定秘密の指定の解除又は一部解除を検討した上で、解除又は一部解除となれば、当該議論の結論を記録した特定秘密文書の秘密区分を極秘文書等に変更することになると考えている。
- ・4大臣会合の審議は、内閣総理大臣、官房長官、外務大臣、防衛大臣等の安全保障の任に当たる政府最高首脳が自由闊達な意見を述べ合う場であり、関係閣僚からの国益を踏まえた極めて真剣かつ率直で忌憚のない発言や議論が生まれることをできるだけ担保するため、情報の取扱いについて最大限秘匿するよう意を用いており、情報の共有は極めて限定的とするなど、ほかに類を見ないほど機密性が高い内容である。
- ・この点は、特定秘密保護法を可能な限り謙抑的に運用する観点から検討した結果として、議論の結論が特定秘密に当たらないと判断された場合であっても同様であり、（議論の結論を記録した特定秘密文書の秘密区分を極秘文書等に）変更した場合であってもその具体的内容を情報監視審査会に提示することは困難であることにつき御理解を賜りたい。

イー① 内閣官房（国家安全保障局）（令和2年11月24日審査会）

政府参考人からの説明概要

（令和元年中の特定秘密の指定・解除状況）

国家安全保障局では、令和元年末時点で7件の特定秘密を指定している。そのうち6件は平成30年末までに指定したもので、令和元年中に新たに指定した特定秘密は1件である。

令和元年末時点で、1件の特定秘密について、指定の有効期間を5年延長した。また、令和元年末までに指定した特定秘密のうち、令和元年中に指定の有効期間が満了したものはない。

また、令和元年末までに指定した特定秘密のうち、令和元年中に特定秘密の指定を解除したものはない。

指定書等における記載について、1件の特定秘密の指定の有効期間の延長に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更している。

（廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察中の特定秘密文書）

検証・監察中の行政文書ファイルは6件である。これらは全て、別途、正本・原本が管理されている行政文書の写しである。

イ② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和2年11月24日審査会）
政府参考人からの説明概要

（令和元年中の特定秘密の指定・解除状況）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）では、令和元年末時点で2件の特定秘密を指定している。

当該2件の特定秘密は、いずれも「領域保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針」に関して指定したものである。

令和元年中に、当該2件の特定秘密の指定の有効期間を5年延長した。

（廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察中の特定秘密文書）

検証・監察中の行政文書ファイルは1件である。これは、他の特定秘密管理者から提供を受けた複製物であり、今後、使用の見込みがなく、歴史公文書等にも該当しないと判断している。

イ③ 内閣官房（内閣情報調査室）（令和2年11月24日審査会）

（7）政府参考人からの説明概要

（令和元年中の特定秘密の指定・解除状況）

内閣情報調査室では、令和元年末時点で78件の特定秘密を指定しており、そのうち73件は平成30年末までに指定されたものである。

令和元年中に新たに指定されたのは、情報収集衛星関係で指定した1件、外国の政府等との情報協力関係で指定した2件、人的情報源関係で指定した2件の計5件である。

令和元年中に指定の有効期間を延長した件数は51件であり、いずれも延長期間は5年である。また、同年中に特定秘密の指定の有効期間が満了したものはない。

令和元年中に特定秘密の指定を解除したものはないが、指定の一部を解除したものは12件である²²。この12件は、運用が終了した情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報について、一部を解除したものである。

（指定書等における記載の変更）

令和元年中、指定書及び指定管理簿の記載を変更したものは51件である。

これら51件については、指定の通算の有効期間を追記するなどの変更を行った。

また、このうち12件については、指定の一部解除に伴う変更を行った。既に運用を終了した情報収集衛星及びその地上システムに係る暗号の鍵については、現在運用中の他の暗号を推察されるおそれなくなったと判断したことから、当該特定秘密の対象情報及び指定の理由から情報収集衛星及び地上システムに係る暗号の「鍵」を削除するなどの変更を行ったものである。

他方、アルゴリズム及び鍵の配送方式については、現在運用中の暗号が推察されるおそれがあるため、指定を延長している。

（廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察中の特定秘密文書）

検証・監察中の行政文書ファイルは1件である。

廃棄の理由は、当該文書が電磁的記録として管理している正本・原本の一部を複製して紙媒体で保有しているものであり、今後使用の見込みがなく、歴史公文書等に該当しないためである。

²² 巻末 参考資料VI参照

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 近時の企業に対する不正アクセス事案において、特定秘密の流出はなかったのか。適合事業者における秘密情報の防護体制はどのようになっているか。また、そのことについての検査・聞き取り調査を行っているのか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ご指摘の事案において、特定秘密の流出はないものと認識している。
- ・適合事業者には保全規則を作成させるとともに、電磁的記録を扱う際にはインターネットに接続しないクローズドのシステムで管理させている。

問 1-2. 適合事業者に対しては、内閣官房としてどのような制約・責任を課しているのか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・適合事業者に対しては、特定秘密保護法に基づき、契約で特定秘密の保護措置を定めている。その内容については、政令で定めるべき事項が決まっており（特定秘密の取扱いに関する事項（保管方法、記録方法）、従業員に対する教育、保管状況の点検等）、事業者はそれを保全規則として定めることになっている。
- ・当該規則を内閣官房で点検した上で、適合事業者である旨の判定を下している。事業者には年 1 回立入検査もしている。
- ・サイバー攻撃との関連で言えば、特定秘密に関する電磁的記録は、インターネットにつながっているシステムでは取り扱わないようにさせている。

問 2-1. 内閣官房に対するサイバー攻撃への対応はどのようになっているのか。

[令和 2 年 11 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・内閣官房に対するサイバー攻撃については、政府機関として内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携しつつ、日常的に

監視をしている。現時点において、内閣情報調査室に対するサイバー攻撃により、情報流出が生じた事例はない。

問2-2. 特定秘密の防護はどのように図られているのか。

[令和2年11月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・文書の形のものについては金庫に入れるなど、厳格に管理している。電磁的記録についても、外部のインターネットからアクセスできるような形では保存しておらず、厳格な措置を講じている。

問3. 特定秘密文書の廃棄協議とは、どこで行われているのか。

[令和2年11月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・廃棄協議は、独立公文書管理監による検証・監察を経て、廃棄妥当の通知を受けた後に、内閣総理大臣との間で行われる。

問4. 特定秘密保護法の施行後、どのような国から情報をもらえるようになったのか。また、情報の質が具体的にはどのように高まったのか。

[令和2年11月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密保護法の施行により、我が国における情報保全制度の信頼性が高まり、外国政府機関等からの情報提供が促進されているところである。
- ・法施行前は、諸外国から機微な情報の提供を受ける際は、我が国における情報保全措置を逐一問われていたが、法施行により情報共有の基盤が制度化されたことで、より円滑に情報が共有されるようになった。
- ・特定秘密かどうかにかかわらず、広く友好国から、我が国の安全保障政策等に資する、より質の高い情報が迅速に得られるようになった。

- ・友好国からも、機微な情報を守る法的な枠組みができ、日本のパートナーに対して迅速な情報提供を実施できる旨の評価を得ており、さらに信頼関係が強化されたと認識している。

○委員からの指摘事項

映画「スノーデン²³」などを見ると、我が国の情報はほとんど漏れているように描かれている。インターネットにつないでいなくとも、電源コンセントを経由して情報を盗み取る技術もあると聞いている。インターネットにつながっていないから大丈夫というのは説明になっていないと思う。

我が国のサイバーセキュリティ技術は、それほど高度なものとは考えていないので、その点、今後勉強してほしい。

²³ エドワード・ジョセフ・スノーデン (Edward Joseph Snowden) 氏について描いた映画。同氏は、米中央情報局 (C I A) 元職員。2013 年 6 月、英紙ガーディアンが「米国家安全保障局 (N S A) が米電話会社の通話記録を毎日数百万件収集」と報道し、同氏が情報源として名乗り出た (『朝日新聞』(2018. 6. 30) 等)。

ウ 警察庁（令和2年12月3日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（令和元年中の特定秘密の指定・解除状況）

警察庁においては、令和元年中に5件の特定秘密を指定した。

これら5件は、平成30年以前にも（年ごとに）期間を区切って指定をしていたもので、令和元年分についても指定をしたところである。その内訳は以下のとおりである。

- ①警察庁の特殊部隊等の戦術や運用に関する情報
- ②国際テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報
- ③国内テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報
- ④外国政府等との情報協力業務に関する情報
- ⑤警察の人的情報源に関する情報

また、警察庁においては、令和元年中に指定の解除（一部解除を含む。）は行われていない。

（令和元年中の特定秘密の指定の有効期間の延長及び満了）

警察庁においては、令和元年中に特定秘密の指定の有効期間の満了を迎えた22件の指定について、いずれも指定の有効期間を5年延長した。なお、令和元年中に指定の有効期間が満了したものはなかった。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 警察庁が保有する特定秘密文書に「都道府県警察のみ」が保有しているものがあるが、これはどういうものか。警察全体で共有しないのか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・警察全体で共有すべきものは警察庁も同時に保有しているが、警察庁が必ずしも保有する必要のない文書もある。都道府県警察のみで完結する事柄あるいは中身のものがあるのだが、詳しく申し上げることは差し控えたい。

問2. 東京オリンピック・パラリンピックが延期されたが、今年に入ってから、テロの発生という点で特に緊張した場面があったのか。

[令和2年12月3日審査会]

[答弁概要]

- ・特定秘密とは離れた話になるが、今のところ特異な事案に関する情報には接していない。

問3. 特定秘密保護法を5年間運用して、諸外国からどのような評価を受けているのか。また相互の情報のやりとりが円滑に進んでいるのか。

[令和2年12月3日審査会]

[答弁概要]

- ・特定秘密保護法ができたことにより、(我が国に対する)信頼感が増したと思えるような相手国からの反応はあった。
- ・法施行前は、機微な情報の提供を受ける際には、当該情報の管理をどうするか逐一確認されていたが、法施行後は「法律に従って特別な管理がなされる」と一言説明すれば、円滑に情報が交換できるようになった。
- ・情報の質としても、以前に比べるとかなり立ち入った情報も提供してもらえるようになったと認識している。

問4. 国内外のテロ情報は、リアルの話もサイバー空間の話もあると思うが、最近の動向はどうなっているか。

[令和2年12月3日審査会]

[答弁概要]

- ・サイバー(攻撃)の脅威は非常に大きくなっている。特定秘密に指定するか否かの問題を離れて申し上げると、サイバー攻撃に関する国際的な情報交換は、質・量ともに、格段に増してきている。それは、(特定秘密保護の)法制ができ、環境整備が整ったことの裏返しでもある。
- ・外国で行われたサイバー攻撃でも、日本に痕跡があったり、日本と関係のあるアドレスが出てきたりすることがある。
- ・諸外国のサイバー攻撃集団が、日本を含めて、かなり広範にターゲットにしてきているという実態を痛切に感じている。

問5. 例えば世田谷の一家殺人事件²⁴など、国内の未解決事件の捜査情報は特定秘密に該当するのか。また我々を含めた政治活動に関するいわゆる公安情報は特定秘密に該当するのか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密は、別表該当性の問題として、安全保障に関する情報とされており、一般の事件に関する情報はこれに該当しないと考えている。
- ・ 政治活動も当然該当せず、そもそも警察において、（事件捜査に関係のない政治活動に関する）情報収集活動は行っていない。

問6. 攻撃者が使っているサーバーを突き止めたり、「Tor²⁵」を通じないと接続できない「ダークウェブ²⁶」に関する事案を把握したりした場合、そのような情報は特定秘密に当たるのか。指定管理簿綴りを見る限り、今のところそのような情報は特定秘密に指定されていないようだが、そのような理解でよいのか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密に当たるかどうかは個別に判断するので、当たり得る場合もあるが、それは情報の中身や背景等々が別表該当性を満たすかどうかによる。サイバーに関するご指摘のような情報が特定秘密に該当するか否かを、一概に申し上げることは難しい。
- ・ 情報の中身が別表に該当するものであれば、（特定秘密には）当たり得る。個別の情報が特定秘密に指定されているかについては、お答えを差し控えさせて頂く。

²⁴ 平成12年12月30日（土）午後11時ころから12月31日（日）未明にかけて、東京都世田谷区上祖師谷三丁目が発生した強盗殺人事件で、家族4人が殺害された。

²⁵ 「The onion router」。インターネット上での通信経路の特定を困難にすることで匿名通信を行う手法。また、そのためのソフトウェア。米国海軍研究所が開発したソフトウェアを元にオープンソース化したものがあり、無償で利用できる。名称は、オニオン（タマネギ）の皮のように暗号化技術を何重にもかけることに由来する。内部告発情報をインターネット上に公開するウィキリークスや、平成24年（2012）に起きた遠隔操作ウイルス事件などで使われたことで知られる。ツール（デジタル大辞泉、小学館）。

²⁶ 通常のサーチエンジンでは検索できない深層ウェブのうち、違法な物品の売買や犯罪行為に関する情報が掲載されているウェブページやウェブサイト（デジタル大辞泉、小学館）。

エ 総務省（令和2年12月3日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総務省の特定秘密は、在日米軍が使用する周波数に関する情報であり、令和元年末時点において、在日米軍が使用する設備ごとに9件を指定している。

在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約の下、日米地位協定に基づき、日米両政府の当局間の取決めによることとされており、日米が使用する電波の混信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施しており、調整のため受領する文書のうち、米国政府が「SECRET」として分類している文書を特定秘密に指定している。

これらは、各指定書に記載のとおり、「法別表第2号イ細目b」の「外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの」に該当する。その機密性の高さから、総務省としては、これら9件について公にする情報の範囲を限定している。

総務省では、総合通信基盤局長が指定する職員のみがこれらの情報を取り扱い、研修の実施、特定秘密を取り扱う執務室へのアクセス管理の徹底等厳格かつ適切な管理を実施している。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 在日米軍の周波数を特定秘密にしているとのことだが、防衛省の周波数は特定秘密に指定していないのか。

また、在日米軍の周波数は、日米合同委員会で扱われると思うが、どの会議体で扱い、それはどのくらいの頻度で開催されているのか。誰が代表者となっているのか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・防衛省の周波数については、在日米軍と同様に、必要な整備や機器の申請を受け、調整し、承認している。防衛省関係の周波数が特定秘密に該当するか否かは防衛省サイドが判断するものと考えている。
- ・防衛省からの申請協議にあたり、現在までに防衛省側から特定秘密に該当する情報の提供を受けたことはない。
- ・日米地位協定における調整・協議は、局長レベルとそれに相当する在日米軍側の代表者との間では、年1回程度開催している。その下の

実務者レベルでは頻繁に開催しており、必要に応じ毎月又は2、3か月に1回程度開催している。

問1-2. (問1-1でいう調整・協議とは) 日米合同委員会の分科会のことと思われるが、同分科会の会議録を特定秘密に指定しているのか。

[令和2年12月3日審査会]

[答弁概要]

・指定していない。

オ 法務省（令和2年12月3日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

令和元年中に、法務省において新たに指定又は解除した特定秘密はない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問.（出入国在留管理庁が発足したが、）同庁が指定した秘密を、今後も法務省本省において指定を継続したり保有したりすることがあるのか。あるとすれば、その理由は何か。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 出入国在留管理庁発足後に、特定秘密保護法第6条に基づき、法務本省から出入国在留管理庁に特定秘密の提供を行った。
- ・ 他方で、法務本省としても、（出入国在留管理庁に提供した）特定秘密をなお保有している。これは、出入国在留管理庁発足後もなお、法務本省としては出入国管理行政を担当していること、法務本省においてもこの特定秘密に基づく迅速な対応が必要になる場合が考えられることによる。

カ 出入国在留管理庁（令和2年12月3日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

令和元年中に、出入国在留管理庁において特定秘密を1件指定した。これは、令和元年4月に同庁が設置されたが、それまで法務省の旧入国管理局で管理していた特定秘密の提供を受け、新たに指定したものである。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 特定秘密と離れた観点の質問となるが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、留学生や実習生等外国人が、我が国に出入りできず困難な状況になっている。出入国在留管理庁として、これらの現状を真剣に捉え、日本政府として対応しているのか。

[令和2年12月3日審査会]

[答弁概要]

- ・一昨年入管法が改正され、特定技能という新たな在留資格を設け、多くの労働者を受け入れられるようになった。これら新たに入ってきた労働者やこれまでの技能実習生については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下、仕事を辞めさせられるなどにより困窮していたり、航空機の運航制限により母国に帰国できないといった状況にある。政府としても、在留資格の更新を認めたり、帰国の支援をしたり、新たに就労可能な在留資格を付与するなど最大限の努力をしているところである。

キ 公安調査庁（令和2年12月3日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

公安調査庁では、令和元年中に新たに2件の特定秘密を指定した。その概要は、外国の政府から提供を受けた「特定有害活動の防止」に関する情報、外国の政府から提供を受けた「テロリズムの防止」に関する情報である。

また、令和元年中、12件の特定秘密について、指定の有効期間の延長を行った。いずれも、特定秘密の指定要件を満たす状況に変化はなく、有効期間を5年延長した。

なお、特定秘密の解除を行ったものはない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 特定秘密保護法の施行後、外国との情報のやりとりや、運用が改善された点は何か。また、公安調査庁のカウンターパートはどこで、カウンターパートからの評価はどうか。

[令和2年12月3日審査会]

[答弁概要]

- ・運用状況について、(特定秘密保護法制定との)明確な因果関係があるとは言えないが、入手した情報の件数等々を見ると、特に平成28年以降は前年より多くの情報が入手できるようになっている。推測でしかないが、特定秘密保護法が制定されたおかげで、こういった状況が生じているのではないか。
- ・カウンターパートがどこかということについては、同盟国、諸外国の情報機関と言われているところである。

問2. 公安調査庁の指定する特定秘密は、内閣官房と外国政府から提供を受けたものが多く、公安調査庁が独自に収集・分析した情報は、平成26年以前は2件のみであり、平成27年以降（指定しなかった年は）、人的情報源の獲得や、情報の収集・分析は行っていないのか。

[令和2年12月3日審査会]

[答弁概要]

- ・人的情報源の獲得や、情報の収集・分析はきちんと行っているが、特定秘密に該当するようなものがたまたま生じなかったのだろうと考えている。

クー① 外務省（大臣官房）（令和3年3月16日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

a 外務省全体

（特定秘密の指定・解除状況）

外務省においては、令和元年は1件新規指定している。
令和元年中に指定を解除した特定秘密はない。

b 大臣官房

（大臣官房で所掌する特定秘密の指定・解除状況）

大臣官房で指定している特定秘密は、令和元年末時点で4件である。
その内訳は、公電秘匿用暗号の情報、ファイル秘匿用暗号の情報、ネットワーク秘匿用暗号の情報、公衆網秘匿用暗号の情報の計4件である。
これらの情報は、いずれも令和元年12月に有効期間満了を迎えたが、全て令和元年12月10日付けで指定の有効期間を5年間延長している。

指定の有効期間を延長した理由は、現時点においても法別表第2号ホに該当し、公になっておらず、本情報が漏えいすれば、暗号の強度、仕組みが露見し、情報の解読が可能となることで、外務省と在外公館との間でやり取りされている機微な内容の情報が露見することとなる。その結果、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生ずるおそれがある。したがって、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性の3要件を満たしていることから、指定の有効期間を延長した。

大臣官房では、令和元年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除もない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 特定秘密保護法施行後、新たにどのような国から特定秘密の提供を受けられるようになったのか。また、法施行後にどの程度提供される情報の質が高まったのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・情報の質の向上について、法施行以前は外国政府等から機微な情報の提供を受ける場合、保全措置が取られているか逐一確認されたが、法施行後は情報共有の基盤が制度化されたため、より円滑に情報を共有できるようになった。特定秘密か否かにかかわらず、広く友好国から、より質の高い情報を迅速に得られるようになった。

- ・外国政府等から協力を通じて提供を受けた情報の中には、特定秘密として取り扱われるものが含まれる。

問2. 外国の政府より提供を受けた情報につき、一昨年12月に指定の有効期間を延長したものがあがるが、延長の判断の際に、提供元国に対し、当該情報が当該国において公開されていないか等、非公知性を始めとする指定の要件の確認を行ったのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・延長の判断の際は、外国政府等が講じる保全措置の変動等を総合的に勘案する。今回の延長を決定する時点では、指定の要件を満たしていないと認められる情報はなかった。

問3. 報道によれば²⁷、過去に、米中央情報局（CIA）や独連邦情報局（BND）が、スイスの暗号機製造会社「クリプトAG」を所有していたとされているが、外務省の各アルゴリズム仕様書は、国内で作ったものか、海外で作られたものか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・外国の会社の暗号機は使用していない。

問4. アルゴリズムについて、将来、量子技術が発達し、現存する暗号を解読できるようになることをにらんで、暗号が掛かったまま情報を取得するということが米国などが相当行っているようだ。その辺りについての対応はどのようになっているのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・量子コンピューターの実用化により解読が容易になるのは、高速な計算が必要な公開鍵暗号方式と承知している。状況を注視し、秘密保全対策に万全を期していきたい。

²⁷ 米紙ワシントン・ポストは令和2年2月11日、米中央情報局（CIA）や独連邦情報局（BND）が、日本など世界120か国以上に暗号化装置を販売してきたスイスの会社を秘密裏に所有し、各国の外交公電を解読するなどして大量の秘密情報を収集してきたと報じている（『朝日新聞』（2020.2.13）等）。

クー② 外務省（国際情報統括官組織）（令和3年3月16日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（特定秘密の指定・解除状況）

令和元年末時点で、国際情報統括官組織が指定している特定秘密は25件である。

内訳は、①外国の政府又は国際機関から得られた情報6件、②内閣官房から提供を受けた衛星情報に関する情報11件、③内閣官房内閣情報調査室から提供を受けた情報8件である。

令和元年中に新規指定した件数は、1件である。その内容は、外国の政府等から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報である。特定秘密保護法第3条第1項が定める3要件については、法別表第2号ハに該当し、同一性を有する情報が公表されておらず、この情報が漏えいし、又は公になった場合、当該外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報提供や協力関係の存続、進展に重大な支障が生じ得ることにより我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることの3要件を全て満たしている。

令和元年12月に有効期限を迎えた情報20件については、全て令和元年12月26日付けで指定の有効期間を5年間延長している。これらの指定の対象情報は、指定の3要件を引き続き満たすものと考えている。

令和元年中に指定を解除した特定秘密はない。

今後とも、国際情報統括官組織として、我が国の情報収集活動の発展を図る上で、情報提供元との信頼関係の維持発展が重要であること等を踏まえつつ、国会法等の規定に従って適切に対応を判断したいと考えている。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 大臣官房に対し、特定秘密保護法施行後の情報の質の向上について質問したが、局ごとに提供される情報についても質が向上したのか。

[令和3年3月16日審査会]

[答弁概要]

- ・基本的にはそのとおりである。特定秘密が増えているところ、増えていないところがあるが、いずれにせよ特定秘密を含め、秘密全体について、外国政府等から提供される情報について質の向上がみられている。

クー③ 外務省（総合外交政策局）（令和3年3月16日審査会）

政府参考人からの説明概要

（特定秘密の指定・解除状況）

総合外交政策局が指定している特定秘密は、令和元年末時点で3件である。

その内訳は、①周辺有事に関する外国政府との協議に関する情報、②国際テロリズムの人的情報源に関する情報、③国際テロリズムに関し、外国の政府又は国際機関から提供された情報である。

①については、平成26年12月26日付けで指定し、令和元年12月26日付けで指定の有効期間を5年間延長している。その内容は、平成25年から26年までに登録された、我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議の内容のうち、漏えいした場合に諸外国の政府との信頼関係に困難を来すとともに、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものである。

指定の有効期間を延長した理由は、現時点においても、別表第2号イ a の細目（a）に該当する情報であり、公になっているものではなく、また、当該情報の漏えいにより、事態対処のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難となったりすることとなり、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるためである。

なお、②及び③については、本年1月1日付けで指定の有効期間を5年間延長している。

総合外交政策局では、令和元年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除したものもない。

クー④ 外務省（アジア大洋州局）（令和3年3月16日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（特定秘密の指定・解除状況）

アジア大洋州局が指定している特定秘密は、令和元年末時点で3件である。その内訳は、①北朝鮮の核・ミサイル開発に関する情報、②拉致問題に関する情報、③東シナ海の領域保全に関する情報である。いずれも平成26年12月26日付けで指定し、令和元年12月26日付けで指定の有効期間を5年間延長している。

指定の有効期間を延長した理由は、①については、北朝鮮の核・ミサイル問題に本質的な前進は見られず、当該情報は法別表第2号ハの細目a等に該当し、公になっておらず、また、本情報が漏えいすることにより、じ後の情報収集や我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがあるためである。

②については、拉致問題が現在も解決に至っておらず、本情報は、現在も法別表第2号イの細目a等に該当し、公になっていないものであり、また、本情報が漏えいすることにより、外国政府機関等との交渉、協力に著しい支障を及ぼしたり、人的情報源の保護に支障を及ぼし、今後の情報収集活動等が滞ったりするなど、拉致被害者及びその配偶者等の生命及び身体保護に支障を来すおそれがあるためである。

③については、東シナ海の領域保全をめぐる厳しい状況が継続していること、法別表第2号イの細目a等に該当し、公になっている情報ではないこと、本情報が公になることにより安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、我が国の手の内や能力が露見し、対抗措置が講じられたり、外国政府等との交渉が困難になるとともに、今後の情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるためである。

アジア大洋州局では、令和元年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除もしていない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 平成 29 年 9 月 26 日に、当時の（河野）外務大臣が記者会見で、「北朝鮮危機の中で情報分析をしているときに、諸外国から特定秘密に当たる情報を共有して、我が国が得た情報と重ね合わせて情勢判断をしておりますが、これは特定秘密保護法がなければ、我が国と共有されなかった、そういう情報も入っております」と述べている。この発言に関し、アジア大洋州局として具体的にどの国からどのような情報の共有を受けたのか。

また、特定秘密保護法に基づき、アジア大洋州局から外国の政府に提供している特定秘密はあるのか。提供している場合は、どの国に対し、どのような種類の情報を提供しているのか。

[令和 3 年 3 月 16 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・平成 29 年当時も含めて、北朝鮮情勢に関して具体的にどの国からどのような情報の共有を受けたのかについては、情報提供元との関係もあり、お答えできないということをご理解いただきたい。
- ・(アジア大洋州局から外国政府に提供している特定秘密はあるのかとの問いについては) [不開示情報]。

問 1-2. (問 1-1 の) 前段の質問に関して、「特定秘密保護法がなければ、我が国と共有されなかった」という外務大臣の発言は、特定秘密保護法があったおかげで、これまで知り得なかった情報が入手でき、情報共有が行われたという理解でよいのか。

[令和 3 年 3 月 16 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・一般論として、諸外国から提供された特定秘密は、必ずしもその全てが外務省の地域局が指定する特定秘密に含まれるという訳ではなく、政府全体として、適切な形で特定秘密を扱っていると考えている。

問1-3. アングロサクソン系の国からの情報提供は以前からあると思うが、それ以外の国との情報共有において特定秘密保護法の意義というのは確立しているのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・アングロサクソン系以外の国々についても、特定秘密保護法が成立したことにより、情報共有が格段に良くなったと承知している。

問2. 平成26年に、北朝鮮が、拉致被害者に認定している田中実さんら2人の「生存情報」を非公式に日本政府に伝えた際、政府高官が「2人の情報だけでは内容が少なく国民の理解を得ることは難しい」として非公表にすると決めていたことが報じられている²⁸。

政府が非公表にするとしていたこの情報について、アジア大洋州局の特定秘密に該当する部分はあるのか。仮になかったとしても、秘密指定が解除されていない中でこのような報道がされたのはなぜなのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・北朝鮮による拉致被害者や拉致の可能性が排除できない方の情報は、平素から情報収集に努めているが、その具体的な内容は今後の対応に支障を来すおそれがあるため、答弁は差し控えさせていただく。また、ある報道を指しての具体的な答弁も差し控えさせていただく。
- ・いずれにせよ、政府としては、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保、即時帰国のために、全力を尽くしていく考えである。
- ・また、外務省としては、保有する情報については、その秘密度にかかわらず、適切に管理している。

²⁸ 『共同通信』(2019.12.27)

問3. 東シナ海情勢は、年を追うごとに様々な情勢が生じている。事態が悪化している中で、平成26年に東シナ海の領域保全に関する情報が指定されているだけだが、しっかり情報収集活動ができているのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・我が国として東シナ海情勢については重大な関心をもって平素から情報収集にあたっている。特定秘密の指定については、指定の3要件に照らして厳格な判断を行っている。特定秘密には該当しないが、秘密指定を行って適切に管理している情報もある。引き続き、情報収集に最大限努めてまいりたい。

○委員からの指摘事項

審査会の場合なので、もう少し踏み込んだ答弁をしていただきたい。

クー⑤ 外務省（北米局）（令和3年3月16日及び同月18日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要（令和3年3月16日審査会）

（特定秘密の指定・解除状況）

北米局が指定している特定秘密は、令和元年末時点で2件である。

1件は、日米GSOMIA（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定）の下で米国から我が国に提供された情報等である。

もう1件は、日米「2+2」及び日米ガイドラインなど、日米安保体制の下で行われる協力に関する情報である。

いずれも、平成26年12月26日付けで指定したものであり、3要件の該当性を改めて精査した上で、令和元年12月26日付けで指定の有効期間を5年間延長している。

北米局では、令和元年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除されたものもない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 日米合同委員会の会合が時折開催されていることと思う。その合意事項や協議の中身については、日米両国の合意がなければ公表されないとのことだが、それらは日米安保体制の下で行われる協力に関する情報として指定されているのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・北米局が指定している特定秘密2件について、その情報共有の範囲は、当該情報の関連業務に携わる職員に厳に限定されるとの前提で米国との間でやり取りを行っている。日米間の信頼関係や我が国の情報保全の信用維持の観点から、詳細についてお答えすることは差し控えたい。

問1-2. 情報の詳細は尋ねていない。どこに指定されているのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・一般論として、日米合同委員会における議論の内容が特定秘密に指定されることは少ないと考えるが、もし指定されるとすれば、日米安保体制の下で行われる協力に関する情報に入ると思う。
- ・いずれにせよ、指定の3要件に該当するかどうかを個別に判断する

ことになる。

→「ク-⑤(ウ)政府参考人からの追加説明概要(令和3年3月18日審査会)」で改めて回答

問1-3. 都内における米軍ヘリの低空飛行問題が話題になっており、その法的根拠を探すと、日米合同委員会における航空法の特例合意がある。航空法の一定の条文については適用しないという合意内容が外務省のホームページにも公表されているが、サマリーとなっていて、全文は公表されていない。日本国民の権利を制限するような合意事項について、サマリーしか公表されないというのは、どのような法的根拠に基づくものなのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国会の承認を得て締結した日米地位協定に基づき設置されている日米合同委員会において、その合意や議事録は、日米両国の合意無しに公表しないと定めたことによるものである。

問1-4. 日米地位協定に基づき合意内容が公表されないというのは、内容が当事者だけの問題であれば当然そうだろう。しかし、日本国民の権利を制限する内容を含むものがあり、それがブラックボックスに入っていたら、何に従えばいいかわからない。サマリーに記載されていない全文のところに、国民の権利を制限する内容は含まれていないのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日米合同委員会の合意で、国民の権利を制限するような内容のものは、基本的にはないと考えている。

→「ク-⑤(ウ)政府参考人からの追加説明概要(令和3年3月18日審査会)」で改めて回答

問 1-5. 国民の権利を制限するような内容の合意が表に出てこない
とすれば、それは民主主義の根幹にかかわる問題なので、「基本的
的に」などという答弁ではダメである。その線引きをはっきり
しないといけないのではないのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日米合同委員会の合意事項のうち、国民の権利にかかわるところに
ついては、適切に判断して、必要部分については公表してきてい
ると推察する。

→「ク-⑤(ウ)政府参考人からの追加説明概要 (令和3年3月18日審査会)」で改めて回答

問 1-6. それが適切かどうかを判断するのが、我々の役割ではない
のか。どこまで公表するのが適当かということを外務省の一部
局が判断し、その根拠も説明もしないというのはおかしいの
ではないか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・これまでも審査会の場で、誠実かつ真摯に回答してきた。委員が国
会法等の規定に基づいてこの場で活動しておられるのは十分承知し
ており、これからも真摯に対応していきたいと考えている。

問 1-7. やはり外務省はきちんと答えていないと思う。国民の権利
の制限が許されるのは、国民の代表である我々が国会の場で決
めるからであって、政府はその枠の中で動くということだから
、「基本的に」とか「推察する」とか「真摯に対応」という言
葉は、何ら具体的な答えをしておらず不誠実な回答である。

もう一度外務省の中で検討し直して、国会、ひいては国民に
対してきちんと説明する必要があるのではないのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・改めて御説明させていただきたい。

→「ク-⑤(ウ)政府参考人からの追加説明概要 (令和3年3月18日審査会)」で改めて回答

問2. イービス・アショアの性能等に関するやり取りは、中心は防衛省だが、外務省も当然内容を把握し、情報を共有していると思う。また、サイバー防衛についても、日米が協力しながら、特に対中国、対北朝鮮に関して協議が重ねられていると思う。これらの情報は、外務省の特定秘密に指定されているのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ご指摘の案件に関する協議には外務省も関係しているが、具体的にどの情報がどの特定秘密に該当しているかについては、答弁を差し控えたい。

→「ク-⑤(ウ)政府参考人からの追加説明概要 (令和3年3月18日審査会)」で改めて回答

○委員からの指摘事項

我々は、宣誓を経て、場合によっては刑事罰を受けることもある立場で出席している。答えを差し控えるという答弁が余りにも多過ぎて、この審査会に我々が出席する意味がないと感じる。

(ウ) 政府参考人からの追加説明概要 (令和3年3月18日審査会)

(3月16日の審査会の質問に対する追加説明)

まず、日米合同委員会合意について、現時点で特定秘密に指定されているものは存在しない。今後も特定秘密保護法第3条の3要件を厳格に判断するが、これまでの実績に鑑み、日米合同委員会合意を特定秘密に指定することは想定していない。

また、日米合同委員会合意の性質について、日米地位協定は、憲法に則り、国会が承認し内閣が締結したものである。その日米地位協定第25条に則り、日米合同委員会が設置されている。同委員会は、日米地位協定の実施に関して、日米間で協議が必要な事項を協議して合意する両政府の機関である。したがって、同委員会は、地位協定の実施について、細目等の必要なことを協議・合意するものなので、同委員会の合意自体が、国民の権利を制限する法的根拠になるものではない。

次に、イービス・アショア及びサイバー防衛に関して、現時点で、北米局が指定している特定秘密2件に入るものはない。

今後も主管官庁として作成・取得したものについては、特定秘密保護法の3要件に従って厳格に判断し、要件を満たすものを特定秘密に指定し、しっかり遺漏のないようにしたい。

(I) 追加説明を受けて行われた主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 日米合同委員会合意に国民の権利を制限するものはないと言い切っていたのは大変ありがたい。その日米合同委員会合意には、1960 年時点の日米合同委員会合意議事録も含まれるとの理解でよいのか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日米地位協定は国会の承認を得たものであり、その下で、日米合同委員会は地位協定の細目等について日米間で議論している。国民の権利を制限するものは、国会で承認を得るものとの原則から考えれば、合意や議事録が国民の権利を制限することはない。

問 1-2. 3 月 16 日の議論では 2 つの問題があった。一つは、今説明のあったことであり、もう一つは、航空管制に関する合意というものが外務省のホームページに載っているが、航空管制をどこまで米軍に委ねるかということである。ホームページにはサマリーしか載っていない。3 月 16 日の答弁では、サマリー以外の部分に国民の権利を制約するような内容は基本的にありません、私たちが誠意をもってチェックしている旨答えていたが、一般公開できないにしても、航空管制合意の全文は、やはり（審査会のような）こういう場には出していただく必要があるのではないか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日米合同委員会合意について特定秘密に指定されているものはない。したがって、委員ご指摘の航空管制に関する合意も、特定秘密に指定されていない。
- ・その上で、全文を出すか否かについては、日米合同委員会での合意事項なので、公表するには米国の同意を得る必要があるというのが原則になる。
- ・地位協定の細目を協議するという日米合同委員会の性質に鑑み、国民の権利を制限する内容を同委員会の権限において決めることはない。

問1-3. どういうサマリーを作るか、サマリーでいいかどうかは、この審査会で確認してもよいのではないか。ここにいる委員はチェックの当事者であり、当審査会は公表するかしないかの手前に位置付けられているのではないか。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・繰り返しになるが、日米合同委員会合意は特定秘密に指定されているものではない。
- ・その上で、日米間の合意を出すか否かは、日米間で協議して同意があるものは公表し、同意がないものは公表しないこととなっている。

○委員からの指摘事項

- ・（日米合同委員会合意の公表の可否については）米側の同意が得られるかにかかっているということだと思うが、我々は宣誓しているので、ここで見たことや協議の内容は対外的に公表されることはないということは（米側に）お伝えいただきたい。
- ・審査会の役割というのは、特定秘密にかかわるものを議論することであり、公表しないもの全般に対して議論をする場ではないと思う。

クー⑥ 外務省（欧州局）（令和3年3月16日審査会）

政府参考人からの説明概要

（特定秘密の指定・解除状況）

欧州局が指定している特定秘密は、令和元年末時点で1件である。具体的には、日露平和条約締結交渉に関する情報である。

同情報については、平成26年12月26日付けで指定し、令和元年12月26日付けで指定の有効期間を5年間延長した。

延長の理由は、有効期間の満了日である令和元年12月25日時点で日露平和条約締結交渉が継続されていたため、本情報が公になることにより、日露平和条約締結交渉において我が国が実施する施策や取組等に関する計画、方針、措置等が露見し、対抗措置が講じられ、交渉が困難になるとともに、今後の情報収集活動等が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるためである。

欧州局では、令和元年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除もない。

クー⑦ 外務省（領事局）（令和3年3月16日及び同月18日審査会）

(ア) 政府参考人からの説明概要（令和3年3月16日審査会）

（特定秘密の指定・解除状況）

領事局が指定している特定秘密は、令和元年末時点で1件である。具体的には、大規模緊急事態発生時の邦人退避に関する情報である。

同情報は、平成26年12月26日付けで指定し、令和元年12月26日付けで指定の有効期間を5年間延長している。

本情報は、国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態が発生した際に、当該国・地域に滞在している邦人の退避についての関係国との協力に係る情報であり、法別表第2号イの細目bに該当する情報であり公になっていない。また、本情報が漏えいすることにより、関係国との信頼関係及び協力関係が大きく損なわれ、我が国の安全保障に著しい支障を与えることに加え、邦人の安全な退避計画の策定と実施が困難となり、その結果として邦人の生命・身体を著しい危険にさらす事態が生じることになる。今後も関係国との協力の方針が有効であり、指定の3要件を満たしていると判断したことから、指定を延長した。

また、令和元年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除もない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 「武力紛争等の大規模緊急事態発生時」に、例えば、世界規模の感染症の拡大（パンデミック）は含まれるのか。

[令和3年3月16日審査会]

[答弁概要]

- ・海外で発生する武力紛争等の様々な形態の大規模緊急事態のうち、多くの邦人を退避させる必要があるような事態を想定している。概念的には、感染症も排除されていない。

問1-2. 今般の新型コロナウイルス感染症が入ることなら、どのような場面のどのような状況が特定秘密として指定されるのか。また、自然災害は入るという理解でよいのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・先ほどの答弁は、あくまで概念上の話である。多くの邦人を退避させるような状況に至る大規模緊急事態において、その対象になるということであるが、現状はそのような状況にはなっていないと考えている。
- ・自然災害のみを要因とした大規模緊急事態における邦人退避というのは想定していない。一般的に大規模緊急事態は複合的要因によることが多く、それらの要因の一部として自然災害が含まれることは有り得るという意味である。
- ・また、要件に該当するかどうかは個別に判断することになる。パンデミックが該当するかは非公知性等の個々の要件を吟味する必要がある。

問 1-3. 大規模緊急事態発生時の邦人退避に関する情報は、日本だけで作った文書ではなく、諸外国との様々な交渉があっできた文書なのか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・関係国との間で話合いが行われた結果について記した文書である。

問 1-4. 先ほどの質問（問 1-1 及び 1-2）は、今回のような感染症の拡大が入るかということを知っており、それに対して、入るといふ答えだった。それを受けて、では具体的にどのような場合が特定秘密に当たるのかということを知っていたと思うが、これに対しては明確な答弁が出ていないのではないか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・外務省が指定する特定秘密は、外交に関する情報で、法別表第2号イ～ホの各項目への該当、特段の秘匿の必要性、非公知性の3要件を満たすかどうかを個別に判断している。
- ・今回の感染症の拡大は急に始まったものなので、抽象的ではあるがこのような答えとなる。

問1-5. 災害は事前に兆候が表れる場合があるだろうし、パンデミックも人為的な要因が絡んでいる場合もあるかもしれない。こういう情報を事前に察知して共有して対応しなければならないのではないかと思っている。何か起きてから邦人退避という20世紀型の発想ではなく新しい考え方をすべきだ。情報をいち早く察知し、お互い連携を取って体制を組むという構えが必要なのではないか。その中で、情報収集し、特定秘密に指定することもあるだろう。この事態の中で、構えと特定秘密というものをよく整理する必要があるのではないか。

[令和3年3月16日審査会]

〔答弁概要〕

- ・重要性はそのとおりだと思う。ただ、当該特定秘密の文書については、あくまで、関係国との協力の枠組みについて定められているものであり、そこにおいて、ご指摘のような情報は取り扱っていない。
- ・外交分野において感染症が与える影響の大きさは痛感している。情報収集を含め、努力を倍加していかなければならないと考えている。特定秘密との関係については、改めて整理させていただきたい。

→次頁「(ウ)政府参考人からの追加説明概要(令和3年3月18日審査会)」で改めて回答

○委員からの指摘事項

特定秘密とは分けて意見を申し上げる。今回の感染症について急なことだったという発言があったが、WHOは、毎年のようにエボラ出血熱を始めとして、非常に深刻な感染症について注意喚起を行っている。海外に滞在する邦人をしっかり守るため、今回の新型コロナウイルスを契機としてというのではなく、常にあらゆる感染症についても情報収集を進めてしっかり対応してもらいたい。

(ウ) 政府参考人からの追加説明概要（令和3年3月18日審査会）
（3月16日の審査会の質問に対する追加説明）

対象情報は「国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針」である。この「武力紛争等の大規模緊急事態」に世界規模の感染症の拡大といった事態が入るのかという質問について、基本的に武力紛争を想定しており、感染症のみを要因とするような大規模緊急事態の邦人退避ということは想定していない。しかし、大規模緊急事態の複合的な要因の一部として感染症が含まれる可能性はある。

次に、感染症に関連して入手した情報が特定秘密に指定されているかという点について、現時点では感染症に係る特定秘密はない。ただ、将来的に指定される可能性は有り得る。その場合、特定秘密の指定に係る要件に従って適切に判断していく。

最後に、人為的な要因が絡む感染症やその兆候が表れた時点も含めた情報収集の必要性については、国民の生命に直接かかわることなので、関係省庁だけでなく、各国政府及び関係機関とも連携して情報収集を行い、在外邦人の安全確保に努めていきたいと考えている。

ケ 経済産業省（令和2年12月3日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

経済産業省では、令和元年末時点で4件を特定秘密に指定している。いずれも情報収集衛星に関するもので、年毎に指定している。

これらの特定秘密については、全て平成26年末の法施行時に、既に内閣官房から提供を受けていた衛星情報について経済産業省本省において指定したものであり、それ以降、新たな指定や指定の解除はしていない。

なお、これらの特定秘密文書は全て保存期間が満了しており、適切に廃棄するための手続を進めている。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 民－民の契約、特に科学技術開発などの分野において、同盟国などの他国から経済産業省が適格性評価を求められることはあるのか。

[令和2年12月3日審査会]

[答弁概要]

- ・把握していない。

コ 海上保安庁（令和2年12月3日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

(令和元年中の特定秘密の指定・解除状況)

海上保安庁において、令和元年末時点で指定している特定秘密は20件であり、その内訳は、①内閣情報調査室から提供を受けた外国政府等との情報協力業務関係が3件、②内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星関係が11件、③海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係が6件である。

また、令和元年中に指定した特定秘密は、海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係1件である。

なお、令和元年末までに指定を解除したものはない。

(指定の有効期間の延長)

海上保安庁では平成28年から平成30年までの間に3件の特定秘密について指定の有効期間の延長を行ったところであるが、令和元年12月に16件の特定秘密について指定の有効期間を延長した。

なお、延長の期間は、指定の有効期間が満了した時点において、指定の理由を十分に精査した結果、指定の対象情報に係る諸情勢が変化すると考えられる時期を勘案し、14件については、少なくとも5年以内に変化することはないと判断し5年とした。また2件については、今後の情勢の変化を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間として、延長の期間を3年とした。

(指定書における記載事項の変更)

情報保全諮問会議の意見を踏まえ、平成29年12月に、内閣情報調査室から提供を受けた情報に関する14件の特定秘密に指定を解除すべき条件を設定し、指定書の記載を変更している。

また、平成27年12月に、独立公文書管理監から指定書の記載の不整合を修正することが望ましいとの指摘があったことを踏まえ、平成26年及び平成27年中に海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務に関する2件の特定秘密の指定書の記載を変更した。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 海上保安庁においては、近年、尖閣諸島周辺海域をめぐる情勢が緊迫する中、緊張感をもって対応に当たっていただいていることに感謝する。その際、(特定秘密として)衛星画像情報など電子的な形で保管されているものも多いと思うが、これまで情報漏えいや外国からのサイバー攻撃事案の有無を海上保安庁として把握しているのか。また、特定秘密に対するものを含めて、サイバー攻撃に対する防御体制は十分なものとなっているのか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・(情報の)機密性のレベルに応じたシステムを構成し、それぞれの情報システムにおいて必要な対応を講じているが、これまで、外国からのサイバー攻撃によると思われる被害は発生していない。
- ・必要な対応として具体的には、職員の教育や監査を行い、ソフト面の対策を行うとともに、機密性が高い情報を取り扱うシステムのクローズ化、自動暗号化、証跡管理、職員の入退室管理等のセキュリティ対策の強化を行う等のハード面での対策により、サイバー攻撃への防御体制の構築を徹底している。
- ・特に特定秘密については、インターネットや他の情報システムから完全に分離した環境で厳格に管理している。

問 2-1. 国境の警備に当たる海上保安庁が取り扱う電波情報、周波数は、防衛省と遜色ない、重要な国家機密だと思われるが、海上保安庁が使用する周波数を特定秘密に指定していないのはなぜか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・海上保安庁が使用する周波数については、指定の3要件を含めて慎重に検討し、現段階では特定秘密には該当しないと判断したことから、特定秘密に指定していない。

問2-2. それは一つの判断であろう。自衛隊、海上保安庁がそれぞれ判断しているというが、国家安全保障会議で周波数の使用に関して一元的な判断はしていないのか。

[令和2年12月3日審査会]

〔答弁概要〕

- ・周波数については、一元的な判断はしていないと承知している。なお、海上保安庁においては様々な周波数で交信をしているが、必要な場合には暗号化をしており、交信内容が外部に漏れることはない。

○委員からの指摘事項

周波数を特定秘密に指定するか否かについて、国家安全保障会議等で一元的な判断がなされるようご検討いただきたい。

サ一① 防衛省（防衛政策局）（令和3年3月18日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

a 防衛省全体

防衛省本省では、特定秘密保護法施行以降、令和元年末までの間に、特定秘密の指定を355件、指定の解除を8件、満了を29件それぞれ行い、令和元年末時点で318件の特定秘密を運用している。このうち、令和元年年中に、指定を28件、指定の解除を0件、満了を29件、延長を214件、指定書の記載事項の変更を214件、指定の一部解除を9件²⁹、一部満了を8件行った。

また、令和元年末時点で、作成から30年を超える特定秘密文書の保有件数は、63件となっている。

b 防衛政策局

防衛政策局が行った特定秘密の指定は25件である。その内訳は、情報本部等が収集整理した衛星の画像情報等関係で指定したものが7件、外国の政府等との情報協力等関係で指定したものが4件、防衛、警備等計画に関する情勢等の見積り又は計画関係で指定したものが9件、米軍主催の演習に関して外国政府から提供された情報関係で指定したものが1件、外国軍隊等の戦力組成を見積もった情報関係で指定したものが1件、相手方の指揮統制・情報通信やサイバー空間の利用を妨げる能力関係で指定したものが2件、日米共同統合演習に際して、米国政府から提供された情報関係で指定したものが1件である。

対象情報が特定秘密の指定の要件を満たさないと判断し、満了させたものが11件ある。なお、満了後の秘密区分は内規に基づく秘として管理している。

指定の有効期間が満了するときにおいて、対象情報が指定の要件を満たすと判断し、延長させたものが69件ある。なお、延長した指定の有効期間は5年である。

指定書の記載事項を変更したものは69件であり、令和元年12月に指定の有効期間が満了を迎え、延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更を行った。

指定に係る対象情報の範囲を明確にするため、対象情報の期間を区切ることとして、指定の対象情報の一部を解除したものが9件ある。

対象情報の一部が特定秘密の指定の要件を満たさないと判断し、満了させたものが8件ある。なお、満了後における秘密区分は内規に基づく秘として管理している。

²⁹ 巻末 参考資料VI参照

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 防-346³⁰の「相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力」とは、具体的にどのような能力か。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・相手方の武力攻撃に際して用いられるシステムあるいはコンピュータやネットワークに対して、電子情報を送信することにより、当該システム等の機能発揮に支障を生じさせることで、相手方の戦力の円滑な機能発揮を妨害する能力のことであり、手法としては様々なものがある。

問 1-2. 米国と行うサイバーに関する共同訓練において得られた情報は、防-346 の特定秘密として指定されているのか。また、それらの情報には、個別事案に関する攻撃者情報や攻撃手法といった情報は含まれているのか。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・平素から行う米国とのサイバー空間における様々な演練に係る情報については、基本的には別のカテゴリーで保護される。
- ・(防-346 にどのような情報が含まれているのかという問いについては) [不開示情報]。

問 1-3. 防衛省・自衛隊が相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力を行使する際、現行法上の根拠は何か。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該能力の行使は、武力攻撃が発生してから行うものである。

³⁰ 識別番号「防-346」は、指定の整理番号「18-201911-019-1イa(c)-001」のことである。その対象情報は、「有事において、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力を用いて、相手方の武力攻撃に用いられるシステム及びコンピュータに対し、ネットワークを通じて電子情報を送信することにより、当該システム及びコンピュータの機能発揮に支障を生じさせることで、相手方がサイバー攻撃を行うことを阻止し、又は相手方の戦力の円滑な機能発揮を妨害することを目的とする防衛省・自衛隊の活動に関する情報」である。

問 1-4. 武力攻撃を受けたときとは、サイバー攻撃も含まれるのか。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・サイバー攻撃だけで武力攻撃に当たるか否かというのは、一つの論点である。
- ・我が国に対する武力攻撃があった場合、大抵、サイバー空間における侵害行為も含むものであり、その際、相手の物理的な能力発揮を妨げるために、防衛省・自衛隊が相手方のサイバー空間の利用を妨げることは当然必要になってくる。

問 2. 国家安全保障局に経済班ができたが、経済安全保障に係る情報は、特定秘密に指定されているのか。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・現時点において、いわゆる経済安全保障の関係でハコは作っていない。経済安全保障に関する取組については、政府全体で検討しているところであり、ハコができるかどうかを含め予断を持ってお答えすることはできない。

問 3-1. サイバー攻撃に関する脅威情報について、民間同士、あるいは公共と民間との間で情報共有ができていないと聞いている。防衛省や他省庁が得た情報を共有する仕組みはあるのか。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ご指摘のとおり、脅威情報とは、自社がサイバー攻撃を受け、自らのシステムの脆弱性を露呈するものであるため、株価等への影響に鑑みて、他の組織と情報共有するインセンティブは湧きにくいということが一般的には考えられる。
- ・他方、脅威情報の適切な情報共有は当然必要だと理解している。内閣官房を中心として、重要な各産業セクターでサイバーディフェンスを担当する部局が意見交換等を行い、情報共有を広げるよう取り組んでいる。

- ・防衛省も防衛産業を抱えており、サイバー攻撃の標的になりやすい。脅威情報について、様々な外国政府のカウンターパートと情報共有を進めるよう努力している。

問3-2. 防衛省・自衛隊が、新たな攻撃手法やウイルスの内容について情報を得た場合、内閣官房の内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）などと情報共有しているのか。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・NISCには防衛省のサイバー関係者も出向しており、協力関係は既に確立している。
- ・防衛省には日々多くのサイバー攻撃があり、サイバー防衛隊等がこれを監視しているが、特異なものがあれば、政府内で当然共有している。

サー② 防衛省（大臣官房）（令和3年3月18日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

現在（令和3年3月18日）、独立公文書管理監による検証・監察を終え、内閣府との廃棄協議中の特定行政文書ファイル等は519件、文書にして計5,602件ある。

これらを廃棄とする理由については、当該文書等は、「防衛、警備等計画」などに関する特定秘密文書の複製物及び既に使用していない特定秘密文書の件名等が記載された帳簿であり、国立公文書館への移管対象である歴史公文書等に該当しないものであるからである。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問. 防衛省における誤廃棄事案について、どのような経緯で起こったのか。

[令和3年3月18日審査会]

[答弁概要]

- ・(担当していた) 自衛隊員の制度に対する理解が不十分であったと考えられる。そのため、本来であれば廃棄協議等を行った上で廃棄すべきところ、協議せずに廃棄してしまった。誠に申し訳なく思っている。

サー③ 防衛省（整備計画局）（令和3年3月18日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

整備計画局が令和元年中に新たに指定を行った特定秘密は2件である。その内訳は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に自衛隊指揮通信システム隊が実施する情報収集に関する研究に係る情報を指定したものが1件、米国政府から提供された[不開示情報]に関する情報及び当該情報を分析・研究して得られた情報で指定したものが1件である。

対象情報が特定秘密の指定の要件を満たさないと判断し、満了させたものが18件ある。なお、満了後の秘密区分は、主に、内規に基づく秘として管理している。

指定の有効期間が満了する時において、対象情報が指定の要件を満たすと判断し延長したものは141件である。なお、延長した指定の有効期間は、2年0月22日から5年までと幅があるが、今後の予定を基に、必要最小限となる有効期間を設定している。

指定書の記載事項の変更は141件である。令和元年12月に指定の有効期間が満了をむかえ延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更をした。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 規約に関する情報は、どのように管理しているのか。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・規約とは、元の情報を暗号化する際、また、元の情報に復号する際に暗号装置に入力する情報のことで、一般的には「暗号鍵」などと言われており、数値等の羅列になっているものである。
- ・自衛隊では、専門部隊で作成した規約を記憶媒体に記録しており、媒体に格納した状態で取り扱われることから、物件として管理している。

問 1-2. 規約に関する特定秘密の概要に、「訓練用、試験用、教育用及び国際貢献用は除く」とあるが、これらを除外している理由は何か。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・通信内容の重要性に応じて規約を使い分けており、訓練用等の規約については、別途、それぞれ作成しているため、これらの規約から特定秘密に指定している規約が類推されるおそれはない。

問 1-3. 令和元年中に満了した規約について、いつ頃運用が停止され、具体的にどういった手続を経て廃棄されたのか。また、廃棄とは、記憶媒体自身を破棄するという理解でよいか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・令和元年 11 月に当該特定秘密を取り扱う者から報告を受け、装置の運用が停止していること、指定の対象である規約がないこと及び今後、当該規約を作成する予定がないことを確認し、指定の要件を満たさないことを防衛大臣に報告して、令和元年 12 月 9 日をもって指定を満了させた。
- ・ご指摘のとおり、復元できないような形に破壊をして廃棄をしている。

問 1-4. 装備品と当該装備品に関する防衛計画は、連動して特定秘密の指定や解除又は廃棄が行われるのか。

[令和 3 年 3 月 18 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・暗号装置との関連でお答えすれば、暗号装置の運用の停止と規約の廃棄はセットで行っている。

サー④ 防衛省（統合幕僚監部）（令和3年3月18日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

統合幕僚監部では、令和元年中に、指定を1件、指定の解除を0件、満了を0件、延長を4件、指定書の記載事項の変更を4件行った。

指定を行った1件の特定秘密は、法別表第1号「防衛に関する事項」に該当するものである。具体的には、同号イに定める「自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」及び同号ロに定める「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」に該当するものとして指定しており、自衛隊の運用に関する情報であって、かつ、外国の政府においてSECRET以上の秘密区分で取り扱われる情報が該当する。

指定の有効期間が満了するときにおいて、対象情報が指定の要件を満たすと判断し、延長したものが4件ある。なお、延長した指定の有効期間は5年である。

指定書の記載事項の変更を行ったものは4件で、令和元年12月に指定の有効期間が満了を迎え、延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職の追加などの変更を行った。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問. 厚木と六本木のヘリポートを行き来する米軍ヘリの低空飛行が問題となっているが、米軍から防衛省に提供された飛行計画は、特定秘密に指定されているのか。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該飛行計画の取扱いについて承知しておらず、統合幕僚監部の所掌ではないため、お答えできない。

シ 防衛装備庁（令和3年3月18日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

(特定秘密の指定・解除状況)

防衛装備庁では、令和元年中、特定秘密の新規指定及び解除は行っておらず、同年12月末時点の特定秘密の指定件数は17件である。

防衛装備庁が指定する特定秘密は、装備品の性能情報、外国政府から提供された情報及び防衛諸計画の作成に必要な情報に大別される。いずれも5年以内に指定の必要がなくなるような情勢等の変化はないと判断し、有効期間を5年と設定している。

また、令和2年9月30日に15件、10月4日に1件指定の有効期間の満了日が到来し、それぞれ有効期間を5年延長した。

なお、最新の指定状況として、防衛装備庁と英国国防省との間で、将来戦闘機及び将来戦闘航空システムに関する取決めに締結していたところ、令和2年3月に英国側から提供される情報を特定秘密に指定することにより、英国から情報提供を受けられる態勢を整えた。これにより、防衛装備庁における特定秘密の指定は合計で18件となる。

(廃棄協議中の特定秘密文書)

現在、廃棄協議中である特定秘密文書は、平成17年に作成した潜水艦の設計等に関する文書であり、文書件数は3件で、全て同一の複製文書である。

(作成から30年を超える特定秘密文書)

(令和元年末時点で、作成から30年を超える特定秘密文書の保有件数は)
[不開示情報]。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 装備品に係る民間企業との協力関係において、民間企業の特定秘密の管理体制について、下請企業も含め、防衛装備庁はチェック体制を含めてしっかりとした形で監督しているのか。

[令和3年3月18日審査会]

[答弁概要]

- ・下請企業との関係では、防衛省・主契約者であるプライム企業・下請企業との間で三者契約を結ぶことになる。その際、特定秘密の保護措置として特約条項を付した契約を結び、これに基づき特定秘密

を取り扱うこととなる。具体的には、プライム企業同様に、下請企業も適合事業者の認定を受けた後、特約条項に基づき、その従業員に対して、適性評価を実施し、しっかりと適性を確認することとしている。

問2. ファイブ・アイズ³¹の構成国などの諸外国と防衛協力体制を構築する際、厳格な相互の情報管理を徹底できるのか、また、そのための協議を行っているのか。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・いわゆるファイブ・アイズの関連では、米国、英国及び豪州とはそれぞれ情報保護協定等を結び、互いの秘密情報等を守り合うこととしている。今後も装備協力上の必要性が生じた場合には、情報保護協定の他、個別の装備品に係る取決めに基づき、相互の保全措置を講じた上で、情報交換を行っていく。

問3-1. イージス・アショア導入にあたり、契約前の検討段階において米側から説明を受けた迎撃システム等に関する情報及び導入に係る協議内容等は、特定秘密に指定されているのか。

[令和3年3月18日審査会]

〔答弁概要〕

- ・イージス・アショアに関する情報は、防衛装備庁においては特定秘密に指定していない。なお、レーダー選定の際に米側から提供を受けた情報は、特定秘密ではなく特別防衛秘密として、防衛省本省が保有しているものと承知している。

問3-2. 昨年、イージス・アショアを導入しない旨、防衛大臣から発表があったが、事前に米国側と意見交換したのか。また、現在の状況はどうなっているのか。

[令和3年3月18日審査会]

³¹ ファイブ・アイズとは、米国、英国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドの5か国によるインテリジェンス共有の枠組みの呼称である。

〔答弁概要〕

- ・イージス・アショアの配備断念について、事前に米国側とも話している。現在は、イージス・アショアに替えて整備することとされたイージス・システム搭載艦について、イージス・アショアの構成品（レーダー及びイージス・システム）を利活用する方向で検討を進めているところである。